

江戸川区公契約条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区公契約条例(平成二十二年三月江戸川区条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(労働環境等の報告)

第三条 受注者は、条例第二十二條第三号の規定による報告を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を区長に提出することにより行うものとする。

- 一 条例第二十条第一項第一号に掲げる公契約を締結したとき 労働環境等確認報告書(工事)(第一号様式)
- 二 条例第二十条第一項第二号又は第三号に掲げる公契約を締結したとき 労働環境等確認報告書(委託・指定管理協定)(第二号様式)

2 受注者は、前項の報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の同項の書面を区長に提出するものとする。

(身分証明書)

第四条 条例第二十五条第三項の身分を示す証明書は、身分証明書(第三号様式)とする。

(公表)

第五条 条例第二十八条の規定により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 公契約の件名及び締結の年月日
- 二 受注者等の名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 解除の理由及び年月日
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

労働環境等確認報告書（工事）

年 月 日

江戸川区長 殿

江戸川区公契約条例第22条第3号の規定に基づき、次の事項を確認の上、この報告書を提出します。

なお、江戸川区公契約条例、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、良好な品質をもって業務を履行するとともに、当該業務に従事する労働者等の適正な労働環境等を確保します。

所在地：

名称：

代表者の職・氏名：

印

連絡先電話番号：

担当者：

契約（工事）件名

ア 労働条件に関する事項

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
就業規則	1 就業規則を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要 (10人未満の場合は、対象外に○)	労働基準法第89条	はい・いいえ 対象外
	2 労働者に対して、就業規則等を周知している (作業場の見やすい場所に掲示、書面にて交付等)	・労働基準法第106条第1項 ・労働基準法施行規則第52条の2	はい・いいえ
労働条件の明示	3 労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している(就業規則の提示、労働条件通知書の交付等)	・労働基準法第15条第1項 ・労働基準法施行規則第5条第1項及び第4項	はい・いいえ
労働時間等	4 労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働並びに年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	労働基準法第32条から第39条まで	はい・いいえ
帳簿	5 法定帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を適正な記載事項で整備し、適正な期間保存している。	労働基準法第107条から第109条まで	はい・いいえ

賃 金	6	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	・労働基準法第 37 条第 1 項及び第 4 項並びに第 108 条 ・労働基準法施行規則第 19 条	はい・いいえ
	7	賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払っている。	労働基準法第 24 条	はい・いいえ
	8	江戸川区長が告示した労働報酬下限額以上の賃金等を支払っている。	江戸川区公契約条例第 22 条	はい・いいえ

イ 安全衛生に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
安全衛生管理体制	9	事業場の業種及び規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理者、産業医等）。 常時使用する労働者が 50 人以上の場合は、衛生管理者及び産業医の選任義務がある。	・労働安全衛生法第 3 章	はい・いいえ
健康診断	10	毎年定期的、かつ、採用時に健康診断を実施している。 また、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、必要な措置を講じている。	・労働安全衛生法第 66 条、第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 ・労働安全衛生規則第 43 条及び第 44 条	はい・いいえ
安全教育	11	安全管理者等に対し、安全教育の実施等をしている。	労働安全衛生法第 19 条の 2 第 1 項	はい・いいえ

ウ 社会保険に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
社会保険	12	労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法	はい・いいえ
	13	建設業退職金共済制度に加入している旨の標識を工事現場の見やすい場所に掲示し、かつ、労働者が従事した日数に応じた共済証紙を労働者の共済手帳に貼っている。 （建設業退職金共済制度に加入していない場合は、対象外に○）	・中小企業退職金共済法第 44 条 ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	はい・いいえ 対象外

エ 本契約の一部について、下請負を行う場合における下請負先への要請

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
下請負先への要請	14	当該建設工事における施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲示し、区にも提出している。 (下請契約を行っていない場合は、対象外に○)	・建設業法第24条の8第4項 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項	はい・いいえ 対象外
	15	下請負先との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。 (下請契約を行っていない場合は、対象外に○)	建設業法第19条の3	はい・いいえ 対象外
	16	下請負先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、当該下請負先に要請等を行っている。 (下請契約を行っていない場合は、対象外に○)	江戸川区公契約条例第22条	はい・いいえ 対象外

オ 労働環境等を更に向上させる取組

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
ワークライフバランス	17	休暇取得促進、育児・介護休業、勤務時間短縮制度等の措置を講じている。	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	はい・いいえ

【特記事項】(確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。)

確認事項番号	「いいえ」と回答した場合の理由、改善予定等

区使用欄

管理 No	< 確認欄 >	担当者	担当係長	担当課長	備考

第2号様式（第3条関係）

労働環境等確認報告書（委託・指定管理協定）

年 月 日

江戸川区長 殿

江戸川区公契約条例第22条第3号の規定に基づき、次の事項を確認の上、この報告書を提出します。

なお、江戸川区公契約条例、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、良好な品質をもって業務を履行するとともに、当該業務に従事する労働者等の適正な労働環境等を確保します。

所在地：

名称：

代表者の職・氏名：

印

連絡先電話番号：

担当者：

契約（委託・指定管理協定）件名

ア 労働条件に関する事項

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
就業規則	1 就業規則を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要 (10人未満の場合は、対象外に○)	労働基準法第89条	はい・いいえ 対象外
	2 労働者に対して、就業規則等を周知している (作業場の見やすい場所に掲示、書面にて交付等)	・労働基準法第106条第1項 ・労働基準法施行規則第52条の2	はい・いいえ
労働条件の明示	3 労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している(就業規則の提示、労働条件通知書の交付等)	・労働基準法第15条第1項 ・労働基準法施行規則第5条第1項及び第4項	はい・いいえ
労働時間等	4 労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働並びに年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	労働基準法第32条から第39条まで	はい・いいえ
帳簿	5 法定帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を適正な記載事項で整備し、適正な期間保存している。	労働基準法第107条から第109条まで	はい・いいえ

賃 金	6	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	・労働基準法第 37 条第 1 項及び第 4 項並びに第 108 条 ・労働基準法施行規則第 19 条	はい・いいえ
	7	賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払っている。	労働基準法第 24 条	はい・いいえ
	8	江戸川区長が告示した労働報酬下限額以上の賃金等を支払っている。	江戸川区公契約条例第 22 条	はい・いいえ

イ 安全衛生に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
安全衛生管理体制	9	事業場の業種及び規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理者、産業医等）。 常時使用する労働者が 50 人以上の場合は、衛生管理者及び産業医の選任義務がある。	・労働安全衛生法第 3 章	はい・いいえ
健康診断	10	毎年定期的、かつ、採用時に健康診断を実施している。 また、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、必要な措置を講じている。	・労働安全衛生法第 66 条、第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 ・労働安全衛生規則第 43 条及び第 44 条	はい・いいえ
安全教育	11	安全管理者等に対し、安全教育の実施等をしている。	労働安全衛生法第 19 条の 2 第 1 項	はい・いいえ

ウ 社会保険に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
社会保険	12	労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法	はい・いいえ

エ 本契約の一部について、再委託を行う場合における再委託先への要請

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
再委託先への要請	13	再委託先との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。 (再委託を行っていない場合は、対象外に○)	江戸川区公契約条例第11条	はい・いいえ 対象外
	14	再委託先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、当該再委託先に要請等を行っている。 (再委託を行っていない場合は、対象外に○)	江戸川区公契約条例第22条	はい・いいえ 対象外

オ 労働環境を更に向上させる取組

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
ワークライフバランス	15	休暇取得促進、育児・介護休業、勤務時間短縮制度等の措置を講じている。	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	はい・いいえ

【特記事項】(確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。)

確認事項番号	「いいえ」と回答した場合の理由、改善予定等

区使用欄

管理 No	< 確認欄 >	担当者	担当係長	担当課長	備考

第3号様式（第4条関係）

（表）

↑ 5.5センチメートル ↓	第 号
	身分証明書
	職名 氏名
	上記の者は、江戸川区公契約条例第25条第1項及び第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。
	年 月 日発行
	江戸川区長
	← 9.1センチメートル →

（裏）

江戸川区公契約条例（抜粋）
（報告の要求等及び立入調査）
第25条 区長は、第23条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることができる。
2 区長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注関係者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。
3 前2項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
4 第1項又は第2項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。